

大分県聴覚障害者センター管理運営業務仕様書

大分県聴覚障害者センターの指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、この仕様書によるものとする。（その他の事項は、別添「大分県聴覚障害者センターの指定管理者制度の概要」を参照のこと）

1 休業日及び利用時間

(1) 休業日

水曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 利用時間

午前8時30分から午後5時まで

午前8時30分から午後9時まで（木曜日）

(3) 変更

指定管理者はあらかじめ知事の承認を得て、休館日、利用時間を変更できることとする。

2 運営基準

- (1) 障がい者優先の適切なサービス提供
- (2) 関係法令、条例等の遵守
- (3) 建物及び設備等の適切な維持管理
- (4) 個人情報の適切な管理
- (5) 利用者の意見の尊重、反映
- (6) 利用者の安全確保
- (7) 利用者への丁寧な対応

3 各業務の内容

(1) 施設運営に関する業務

ア 適切な利用の確保に関する業務

イ サービスの向上を図るための業務

(2) 聴覚障がい者関係事業（委託事業）の実施に関する業務

ア 手話通訳者等養成事業

イ 要約筆記者養成事業

- ウ 字幕入りビデオライブラリー事業
- エ 聴覚障がい者生活訓練事業
- オ 聴覚障がい者相談事業
- カ サービス改善提案事業

(3) 建物及び設備等の維持管理に関する業務

次の管理基準により、施設の効果的・効率的で適切な維持管理に努めることとします。

なお、実施に際しては、関係法令等に基づき、必要な公官署の免許、許可、認可等を受けるものとします。(業務委託による場合は、再委託先が必ず免許等を有していること)

また、指定管理者において、次のとおり賠償責任保険に加入するものとします。

【保険の基本的内容】

対人賠償	1人につき	200,000,000円
	1事故につき	1,000,000,000円
対物賠償	1事故につき	10,000,000円

※ 利用者に係る賠償責任保険については、県を追加被保険者にするとともに、交叉責任担保追加特約を付帯することとします。

【清掃・警備、保守点検等業務】

- ア 清掃業務（委託）・・・週3回（年1回のワックス塗布業務を含む）
- イ 電気保守業務（委託）・・・月1回
- ウ 警備業務（委託）・・・夜間・休館日 24時間機械警備
- エ 消防用機器保守点検業務（委託）・・・年2回
- オ 害虫駆除業務（委託）・・・年1回
- カ 植栽管理業務（委託）・・・年2回
- キ エレベータ保守点検業務（委託）・・・月1回
- ク 事業系一般廃棄物収集運搬処理業務・・・週2回

(4) その他

- ア 事業実績報告書には以下の事項を記載してください。
 - ・業務実績及び利用状況
 - ・経費の収支状況

イ 利用者アンケートの実施・報告

概ね四半期ごとに1週間程度、利用者に対して要望点、満足度、改善点等についてアンケート調査を行い、その結果及び業務改善への反映状況について県に報告してください。

ウ その他

管理運営状況や利用者の状況等、県が必要とした場合、随時資料の作成及び提出をお願いすることがあります。

また、監査等に必要があると認める場合、帳簿書類その他の記録を提出していただきます。